

平成 28 年 9 月 1 日

無年金者対策の推進を求める請願

長野市議会議長

小林 義直 様

請願者

ボランティアグループ ~~かがやき~~ 21

代表

住所

紹介議員 小林 秀子

山崎 治晴
岡田 花史
小林 治晴

(請願趣旨)

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012 年 2 月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

2007 年調査における、無年金見込者を含めた無年金者数は最大 118 万人で、このうち 65 歳以上の無年金者は最大 42 万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を 10 年に短縮すれば、無年金者の約 4 割にあたる 17 万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは 10 年、ドイツは 5 年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年 6 月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017 年 4 月に予定していた消費税率 10% への引き上げを 2 年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年 8 月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める意見書を提出するよう請願します。

(請願事項)

1. 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する措置について、2017 年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
2. 低年金者への福祉的な措置として最大月額 5000 円 (年 6 万円) を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施をめざすこと。